

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分～16時

2013. 8/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
0749(52)6627

0749(52)5195



発行日
Eメール
サイト

http://www.city.maibara.lg.jp/
koho@city.maibara.lg.jp
平成25年8月01日(木)

■ 架空請求のハガキに注意！

Q 「紛争問題に関する確認依頼」と書かれたハガキが来た。
未納、契約違反、訴訟、最終勧告、裁判、呼び出し、出廷などと書かれている。どうしたらよいでしょうか。

A 訪問販売で買った商品の代金が未払いになっていると書かれているが、どこで、いつ、誰が、何を、いくらで買ったのか全く書かれていません。また、仮に未払いがあったとしてもまずは訪問販売業者から支払い督促があるはずで、いきなり訴訟ということにはなりません。しかも、ハガキを送って来た業者は「あなたに対して訴訟を起こしているのではありません」と書いているにも関わらず、「連絡しなかったら裁判の呼び出しがあって出廷となる」や、「放置しておくとも判決が出て給料や財産の差し押さえなどをされる」などと受け取った人が不安になるような内容の文面になっています。さらに、最後にわざわざ目立つような赤い文字で「身に覚えがないなら早急に連絡するように」と書かれています。



このようなハガキや封書が届いてもあわてて連絡をしたり、問い合わせの電話をかけたりしないようにしてください。

- * ハガキを使った架空請求の手口は、約10年前に多発したものとよく似ています。ハガキの内容は当時とほとんど変わっていません。名簿などを基に同じ内容で不特定多数に送りつけているようです。
- * 他人の債権を回収できるのは、弁護士やサービサー（法務大臣の許可を受けた債権回収業者）などに限られています。

■ 健康食品を「キャンセルしたから損害賠償請求する」という書面に注意！

Q 「健康食品を発送前日にキャンセルしたので損害を被った」と事務手数料やキャンセル料を請求する書面が届いた。
そもそも健康食品は注文していないのに、どうしたらよいでしょうか。

A 注文していない上、電話もかかってきていないのなら無視しましょう。しかし、断りきれずに承諾した場合は、損害賠償には応じる必要はありませんができるだけ早く解約書面を出しておいた方が良いでしょう。



* 「健康食品を注文している」といって一方的に代金引換などで送りつけてくるトラブルが多発していますが、今回はさらにその「健康食品の注文をキャンセルした」といって損害賠償を請求するという新たな手口が発生しました。健康食品の送りつけ商法で利用した個人情報の悪用も考えられますので十分に注意してください。



悪質業者は、手口を微妙に変えて繰り返しているようです。
過去に被害にあった人やトラブルにあった人の二次被害も増えています。
今まで被害にあわなかった方も十分に注意しましょう。



人口40,571人 (+11) 男19,852人 (-1) 女20,719人 (+12) 世帯数13,871世帯 (+2)

65歳以上の人口 10,521人 高齢化率 25.93% ※カッコ内は前月との比較【平成25年8月1日現在】